

印西市こどもの遊び場の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 7 日

印西市長

印西市規則第 4 3 号

印西市こどもの遊び場の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、印西市こどもの遊び場の設置及び管理に関する条例（令和 8 年条例第 1 9 号。以下「条例」という。）第 2 5 条の規定により、印西市こどもの遊び場（以下「こどもの遊び場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者指定申請書等)

第 2 条 条例第 7 条の規則で定める申請書は、こどもの遊び場指定管理者指定申請書（別記第 1 号様式）とする。

2 条例第 7 条の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理運営の基本方針
- (2) 施設の管理体制
- (3) 施設運営計画
- (4) 事業実施計画
- (5) 個人情報保護の保護措置
- (6) 緊急時対策
- (7) その他管理運営に関する計画等

3 条例第 7 条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) こどもの遊び場の管理運営に関する収支予算書及び事業実施予算書
- (2) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (3) 第 1 項の申請書を提出する日の属する前事業年度及び前々事業年度の貸

借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録

- (4) 市税滞納有無調査承諾書（別記第 2 号様式）
- (5) 納税証明書（国税及び都道府県税について未納がないことの証明）
- (6) 身元証明書（法人は代表取締役。法人以外の団体にあってはその代表者）
- (7) 労働保険料納付済証明書
- (8) 社会保険料納入証明書
- (9) ISO の認証を取得している場合は、その登録証の写し
- (10) 誓約書
- (11) その他市長が必要と認める書類

（指定管理者の指定の通知）

第 3 条 市長は、条例第 8 条第 2 項の規定により指定管理者を指定したときは、こどもの遊び場指定管理者指定通知書（別記第 3 号様式）により、指定した者に通知するものとする。

2 市長は、条例第 8 条の規定により指定管理者として指定しなかったときは、こどもの遊び場指定管理者不指定通知書（別記第 4 号様式）により、指定しなかった者に通知するものとする。

（申請内容の変更の承認等）

第 4 条 指定管理者は、条例第 11 条第 1 項に規定する変更の承認を受けようとするときは、こどもの遊び場指定管理者申請内容変更承認申請書（別記第 5 号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、変更の承認をしたときは、こどもの遊び場指定管理者申請内容変更承認通知書（別記第 6 号様式）により、指定管理者に通知するものとする。

3 条例第 11 条第 1 項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者の主たる事務所の所在地の変更（住居表示の実施（変更及び廃止を含む。）に伴うものに限る。）
- (2) 指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役その他これらに準ずべき者の変更（合併又は分割による変更を除く。）
- (3) その他市長が軽微であると認める変更

4 指定管理者は、条例第 11 条第 2 項の規定による届出をしようとするときは、こどもの遊び場指定管理者申請内容変更届（別記第 7 号様式）を市長に提出す

るものとする。

（指定の辞退）

第5条 指定管理者は、条例第11条第1項に規定する辞退の承認を受けようとするときは、こどもの遊び場指定管理者指定辞退承認申請書（別記第8号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、辞退の承認をしたときは、こどもの遊び場指定管理者指定辞退承認通知書（別記第9号様式）により、指定管理者に通知するものとする。

（開館時間）

第6条 こどもの遊び場の開館時間は午前9時30分から午後7時までとする。ただし、指定管理者が管理運営上特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、この時間を変更することができる。

（休館日）

第7条 こどもの遊び場は、原則として休館日を設けないものとする。ただし、指定管理者が管理運営上特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時の休館日を定めることができる。

（利用区分等）

第8条 こどもの遊び場の1回の利用区分は、別表のいずれかに掲げる時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、管理運営上特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の利用区分を変更することができる。

3 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日及び市長が別に定める期間における利用は、指定管理者が定めるところにより、事前の利用予約を必要とすることができる。

4 事前の利用予約によりこどもの遊び場を利用しようとする者は、次条第1項の登録を行わなければならない。

（利用者登録）

第9条 こどもの遊び場を利用しようとする者は、あらかじめ利用のための登録を行うことができる。

2 前項の登録に当たっては、氏名及び住所その他指定管理者が市内外の区分の

判定その他管理上必要と認める事項を届け出るものとする。

- 3 指定管理者は、前項により届け出られた事項について、必要に応じて確認を求めることができる。

(利用の申請)

第10条 条例第15条の規定によりこどもの遊び場を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、こどもの遊び場利用許可申請書(別記第10号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの方法による場合は、当該申請書の提出があったものとみなす。

(1) 券売機により利用券を購入する方法

(2) 市長が指定する電子的な方式(指定管理者が運用するものを含む。)により利用の予約及び支払いを行う方法

(利用の許可)

第11条 指定管理者は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、こどもの遊び場利用許可書(別記第11号様式)を申請者に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる方法による申請の場合は、利用券の発行又は電子的な方式により表示された当該許可に係る情報をもって、前項の規定による許可書の交付があったものとみなす。

- 3 第1項の規定による許可には、施設の管理上必要な条件を付することができる。

- 4 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、こどもの遊び場への入場に際し、こどもの遊び場利用許可書、利用券又は電子的な方式により表示された当該許可に係る情報を提示しなければならない。この場合において、指定管理者は、利用者の区分の判定その他必要があると認めるときは、利用者登録に係る情報の提示を求めることができる。

(利用の調整等)

第12条 指定管理者は、利用が集中し、施設の適正な運営に支障が生じるおそれがあると認めるときは、利用の予約による受付、利用区分による調整その他必要な措置を講ずることができる。

(利用許可の取消し等)

第 13 条 指定管理者は、条例第 17 条の規定によりこどもの遊び場の利用許可を取り消し、又は利用を停止させたときは、こどもの遊び場利用取消（停止）通知書（別記第 12 号様式）により利用者に通知するものとする。

(こどもの単独利用)

第 14 条 条例第 14 条第 3 項の規則で定める基準は、指定管理者があらかじめ定める時間帯において、次の各号に掲げる全てに該当するこどもに限り、単独で利用することができるものとする。

- (1) 小学校第 4 学年以上であること。
- (2) 当該こどもの発達の状況に応じ、職員又は係員の指示を理解することができること。
- (3) 自己の行動を適切に制御することができること。
- (4) 安全に施設を利用するための基本的な行動が可能であると指定管理者が認める者であること。

(利用料金の減免)

第 15 条 条例第 20 条に規定する利用料金の減額又は免除の取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生後 12 か月未満の者 免除
- (2) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者 5 割減額
- (3) 前号の手帳を所持するこどもの保護者等 1 名 5 割減額
- (4) その他市長が特に必要と認める者
 - ア 市長が他の地方公共団体との協定に基づき認める区域に住所を有する者 協定内容に基づき市長が定める額
 - イ 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者 市長が定める額

2 前項各号に定める減額又は免除の適用を受けようとする者は、当該各号に該当することを証する書類その他必要な資料を指定管理者に提示しなければならない。ただし、同項第 4 号アに掲げる者については、この限りでない。

3 第 1 項各号の規定により算定して得た額に 10 円未満の端数が生じたとき

は、これを切り捨てるものとする。

（利用料金の還付）

第 16 条 条例第 21 条ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 指定管理者が管理上その他やむを得ない理由により利用を停止し、又は利用の許可を取り消した場合 全額又は一部

(2) 天災その他利用者の責によらない理由により利用できない場合 全額又は一部

（利用者の遵守事項）

第 17 条 利用者は、こどもの遊び場の利用に当たり、職員又は係員の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 指定された場所以外で火気の使用及び飲食をしないこと。

(2) 指定された場所以外の利用及び出入りをしないこと。

(3) 許可なく備品の利用又は移動をしないこと。

(4) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物（身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項の身体障害者補助犬（同法第 12 条第 1 項に規定する表示をしたものに限る。）を除く。）を持ち込まないこと。

(5) 保護者等は、こどもの安全な利用を確保するため見守りを行い、乳幼児その他補助が必要なこどもの安全な利用を支援するために当該こどもとともに遊具等を補助的に利用する場合を除き、遊具その他の遊びの設備を自ら利用して遊ばないこと。

(6) 許可なく物品の販売、営利目的の勧誘、金品の募集その他これに類する行為をしないこと。

(7) 許可なく印刷物等を配布し、又は掲示しないこと。

(8) 許可なく利用者が写る写真の撮影、動画の撮影、ライブ配信その他これらに類する行為をしないこと。

(9) 商用目的又は営利を目的とする写真の撮影、動画の撮影、録音、ライブ配信、取材その他これらに類する行為（以下「撮影等」という。）を行わないこと。ただし、市長又は指定管理者の許可を得た場合はこの限りでない。

(10) 前号ただし書の許可を受けて撮影等を行う場合は、利用者の肖像権及び

プライバシー並びに安全に配慮し、係員の指示に従うこと。

(11) 酒気を帯びて利用し、又は施設内で飲酒をしないこと。

(12) 他の利用者の安全を害するおそれのある行為（走行、押し合い、危険な登はん、許可のない持込み遊具の使用等）をしないこと。

(13) 利用の許可を第三者に譲渡し、又は転売し、若しくは転貸しないこと。

(14) 虚偽の申請、他人名義の利用、同一者による重複取得その他不正な手段により利用の許可を受けないこと。

（職員の立入り）

第18条 利用者は、職員がこどもの遊び場の管理上、利用中の場所への立入りを要請したときは、これを拒むことはできない。

（原状回復）

第19条 利用者は、こどもの遊び場の利用終了に当たって、遊具その他の備品等を整理整頓し、当該利用の前の状態に回復しなければならない。

2 利用者は、利用中に遊具その他の設備の破損又は汚損等が生じたときは、直ちに職員又は係員に申告し、その指示に従わなければならない。

3 前2項に基づく原状回復の確認は、職員又は係員の点検により行うものとする。

（破損又は汚損等の届出及び賠償）

第20条 利用者はこどもの遊び場の施設等に破損又は汚損等を加えたときは、直ちにその旨をこどもの遊び場施設等破損又は汚損等の届出書（別記第13号様式）により指定管理者に届け出なければならない。

2 利用者は、賠償の請求を受けたときは、請求を受けた日から7日以内に賠償をしなければならない。

（市長による管理運営）

第21条 条例第24条第1項の規定により、指定管理者にこどもの遊び場の管理を行わせることができない場合におけるこの規則の規定の適用については、第6条及び第7条中「指定管理者が管理運営上特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めるときは」と、第8条第3項、第9条、第10条第1項、第11条、第12条、第13条及び第14条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第15条の見出し及び

同条第 1 項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第 2 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 1 6 条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条及び第 2 0 条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

(委任)

第 2 2 条 この規則に定めるもののほか、こどもの遊び場の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 こどもの遊び場に係る指定管理者の募集、選定、指定、利用者登録、利用の申請、利用の許可その他この規則を施行するために必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別表 (第 8 条)

利用日	利用区分	利用時間
平日	第 1 区分	午前 1 0 時 0 0 分から 午前 1 2 時 0 0 分まで
	第 2 区分	午後 1 時 0 0 分から 午後 3 時 0 0 分まで
	第 3 区分	午後 3 時 3 0 分から 午後 6 時 0 0 分まで
土曜日・日曜日・祝日及び 市長が別に定める期間	第 4 区分	午前 9 時 3 0 分から 午前 1 1 時 0 0 分まで
	第 5 区分	午前 1 1 時 3 0 分から 午後 1 時 0 0 分まで
	第 6 区分	午後 1 時 3 0 分から 午後 3 時 0 0 分まで
	第 7 区分	午後 3 時 3 0 分から

		午後 5 時 0 0 分まで
	第 8 区分	午後 5 時 3 0 分から 午後 7 時 0 0 分まで